

県北広域振興局長告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年10月28日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一戸浄法寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸郡一戸町中里字土屋敷47番34地先から字中前田15番地先まで	新	A 29.0～6.0 m	m 1,313.1
		B 47.5～8.3	1,253.0
	旧	A 29.0～6.0	1,313.1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 平成28年10月28日から同年11月28日まで